

一般社団法人日本相続学会
会員規程

2013年9月19日制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本相続学会（以下「本学会」という）の定款第2章記載の会員に関する条文の運用および会員の権利と義務等に関する事項を定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政面での支えとなるとともに、定款第2条の目的の実現に努めなければならない。

(会員の権利)

第3条 会員は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める権利および定款に定める権利に加えて次の権利を有志、正当に行使することができる。

- (1) 研究部会、地方部会等各種部会やセミナーに参加して、定款第2条の目的の実現に向けて適正に活動する権利。
- (2) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利

(会員の義務)

第4条 会員は、社員総会の議決を遵守し、定款及び規則等に定められているところの義務を負う。

2. 会員は住所、氏名、所属機関、所属支部、機関誌送付先に変更がある場合には、指定した書式により事務局へ速やかに届け出なければならない。

(入会金)

第5条 本学会の成立後、正会員および学生会員となるものは、入会時に入会金 3,000 円を払う必要がある。

(会費)

第6条 会費とは、事業年度の会費をいう。

2. 定款第8条による会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年会費 10,000円
- (2) 学生会員 年会費 5,000円
- (3) 賛助会員 年会費1口 50,000円

3. 毎年11月以降4月末日までの間に新たに会員となった会員からは、当該年度について上記2. の会費を徴収するが、5月から10月末日の間に新たに会員となった会員からは、当該年度については2. で定める会費の半分の会費を徴収する。

(会費の納入)

第7条 会員は、毎年当該年度の初めに会費を納入しなければならない。

2. ただし新入会員は入会時に当該年度の会費を納入しなければならない。

(滞納に対する処置)

第8条 1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款10条5項により退会とみなす。

(規程に定めのない事項)

第9条 この規則に定めがなく、実施上必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、社員総会の決議を必要とする。

改訂履歴

2013年9月19日 施行

2015年1月29日 改訂